

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2023 年 3 月 30 日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市中央区北 1 条東 12 丁目、13 丁目 2 番地 1、 2 番地 3
	名称	サッポロオリンピックボウル
	完成検査番号	
命 令 を 受 け た 者	株式会社苗穂エステート 代表取締役 中村 克彦	
命 令 事 項	・令和 3 年 5 月 31 日までに、屋内消火栓設備を技術上の基準に従って改修すること。 ・令和 3 年 5 月 31 日までに、スプリンクラー設備を技術上の基準に従って改修すること。 ・令和 3 年 5 月 31 日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。 ・令和 3 年 5 月 31 日までに、誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。	
命 令 発 令 日	令和 2 年 9 月 9 日	
命 令 発 令 者	札幌市中央消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Kita 1-jo Higashi 12-chome and 13-chome 2-1, 2-3, Chuo-ku, Sapporo-shi
	Name	Sapporo Olympia Bowl
Violation of the Fire Service Act	・Indoor fire hydrant does not meet technical standards. ・Sprinkler system does not meet technical standards. ・Automatic fire alarm system does not meet technical standards. ・Exit signs do not meet technical standards.	